



代表機構(駐在員事務所)の登記証明書更新時における審査厳格化

背景

このアラートで検討している法規

- 『国家工商行政管理总局 修正後の外国(地区)企業の常駐代表機構登記書類フォーマット、「外国(地区)企業常駐代表機構年度報告書」の公布に関する通知』、工商外企字[2011]26号、国家工商行政管理总局 2月16日公布、2011年3月1日施行
- 『国家工商行政管理总局「外国企業常駐代表機構登記管理条例」の徹底した実施に関する通知』、工商外企字[2011]27号、国家工商行政管理总局 2月17日公布、2011年3月1日施行

国家税務総局は2011年2月16日、2011年2月17日にそれぞれ工商外企字[2011]26号文(以下、「26号文」)及び工商外企字[2011]27号文(以下、「27号文」)を公布した。27号文では、2010年11月19日に公布した国务院第584号文(以下、「584号文」)で規定した外国企業常駐代表機構(以下、「駐在員事務所」)の登記管理事項について関連諸手続を定めた。26号文では、修正後の外国(地区)企業常駐代表機構の登記書類フォーマット及び新しく制定した「外国(地区)企業常駐代表機構年度報告書」を公布した。584号文の具体的な内容に関しては、[チャイナアラート2010年第21回](#)を参照のこと。

ここで注意すべき点は、27号文において全ての駐在員事務所は地方工商行政機関で登記証明書を更新することを要求したことである。登記証明書の更新時に、登記機関は駐在員事務所が経営活動において関連の管理規定を遵守しているかどうか評価する。更新時における主要な問題点は以下の通りである。

1. どのような駐在員事務所が登記証明書を更新しなければならないか?

584号文に適用された全ての外国企業の駐在員事務所は登記証明書の更新手続きを行わなければならない。「外国企業」とは、外国の法律に従って中国国外(香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区を含む)で設立された営利性組織である。「駐在員事務所」とは、584号文の規定に従って外国企業が中国国内に設立した当該外国企業の業務に関わる非営利性活動に従事する事務所である。

2. どのような証明書が更新対象であるか?
駐在員事務所の登記証明書及び個人代表の代表証が更新される。

3. 更新はいつ行われるか?

駐在員事務所の管轄登記機関は2月末までにインターネット等を通じて公告し、駐在員事務所の証明書更新事項を通知しなければならない。各地の登記機関は2011年3月1日から証明書の更新作業を行い、6月30日までに完了させなければならない。もし延長が必要となる場合、遅くとも2011年8月31日を超えてはならない。

4. 駐在員事務所は地方登記機関にどのような主要資料を提出して証明書の更新を行うのか?

証明書の更新申請書を提出する際、駐在員事務所は現在まで有効な駐在員事務所登記証明書及び代表証を呈示しなければならない。2011年1月1日以前に既に登記・設立した駐在員事務所は申請時に年度報告書を提出しなければならないが、2011年1月1日以降に登記・設立した駐在員事務所は当該報告書を提出する必要がない。

上述した年度報告書には、外国企業の合法的な存続状況、駐在員事務所が行っている業務の状況及び会計師事務所の監査を受けた費用・収支の状況等の内容が含まれる。

5. 証明書の更新時において、地方登記機関はどのような問題に注目するか?

一般的に、地方登記機関は駐在員事務所が584号文の規定を遵守しているか否かに注目するが、以下のようなものが含まれる。

- 駐在員事務所は当該駐在員事務所を設立した外国企業に関わる非営利性活動のみに従事しているか
- 駐在員事務所は中国の法律を遵守しているか否か、中国の国家安全及び社会公共利益を害する活動に従事していないか
- 首席代表、代表及び駐在員事務所の従業員は出入国、居留、就業、納税及び外貨登記等の法律法规を遵守しているか否か

ここで特に留意すべきなのは、27号文によると、代表者数が既に4名(即ち、首席代表は1名と代表3名)を超えている駐在員事務所に対し、原則的に既存の代表の登録抹消のみができるとしている点である。これは4名を超える新たな駐在員はその代表の資格を得られないことを意味している。

6. 証明書の更新時において地方登記機関は当該駐在員事務所が中国での納税義務を正確に履行していることについて注意を払うか?

理論上、584号文の規定によると、地方登記機関は駐在員事務所が中国の法律を全般的に遵守していることについて注意を払わなければならない。但し、実務上、税務分野は登記機関にとって非常に専門性の高い分野であるため、登記機関がそれを行うことは困難である。

但し、584号文では、登記機関は「他の関係部門」との情報共有システムを確立し、お互いに駐在員事務所の情報を提供することを要求した。従って、登記機関は駐在員事務所が経営範囲外で営業を行っているような税務に影響を与える可能性のある情報を税務機関に通知することは考えられる。

国家税務総局が公布した国税発[2010]18号文(以下、「18号文」)によると、上述のリスクは増大している。18号文では、駐在員事務所の納税方法に対してより厳しく規定し、駐在員事務所の推定利益率は従来の10%から15%まで高められ、2010年1月1日より実施している。具体的な内容に関しては、[チャイナアラート2010年第4回](#)を参照のこと。

7. 証明書の更新時において、駐在員事務所が584号文の規定に違反していることを検出すれば、どのように処理するか?

この場合、具体的な違反状況によって、地方登記機関は駐在員事務所或いは代表或いは他の従業員に対して是正を命じることができ、又は駐在員事務所或いは他の人員或いは同時に両者に対して処罰を与えることもできる。駐

在員事務所が改善措置を取らなければ、地方登記機関は駐在員事務所に対して証明書の更新を拒否することができる。違反状況が重大である場合、駐在員事務所の登記が抹消される可能性はある。

8. 駐在員事務所が期限内に証明書を更新できない場合、どんな影響があるか？

この場合、駐在員事務所は登記機関が再び指定した期限内に更新することを命じられ、且つ、1 万元以上、3 万元以下の罰金を科される可能性がある。駐在員事務所が指定した期限内にまだ証明書の更新を完了しない場合、登記が抹消される可能性がある。

9. 証明書の更新後に駐在員事務所は税務登記を変更しなければならないか？

一般的に、証明書の更新によって登記の内容に実質的な変化が生じなければ、駐在員事務所は国税・地方税部門で税務登記を変更する必要はないが、内容に実質的な変化が生じる場合、関連の税務登記を変更しなければならない。

税務登記の変更が駐在員事務所の税務状況に影響を与える可能性はある。問題 6 で述べたように、18 号文が公布された後、一部地区の国家税務局は所轄地区の駐在員事務所が継続的に従来の納税申告方法を適用することを認め、或いはそれに対して異議を唱えていなかった。但し、税務登記証の変更をきっかけとし、税務機関は 18 号文で規定した新しい納税方法を使用するかもしれない。従って、証明書の更新後に、納税者は所在地の国税・地方税部門に税務登記の変更手続を行うべきか否かについて確認しなければならない。これは非常に重要なことである。

KPMG 中国の所見

外国企業の駐在員事務所に対する審査はより厳しくなっている。特に、中国政府は駐在員事務所が認められた経営範囲を超える経営活動を行うことの一層注意を払っている。584 号文で規定した駐在員事務所が従事できる経営活動範囲は非常に狭くなっている。

実務上、相当多数の駐在員事務所が 584 号文の規定を満たすのは困難である。例えば、多くの外国企業の駐在員事務所が当該駐在員事務所を設立した外国企業以外の企業のために経営活動を行っている(例えば、国内外のグループ企業)。このため、より多くの外国投資者はその駐在員事務所を外商独資企業に転換させた。最近の駐在員事務所の税務法規の変更により、特に、問題 6 で述べた 18 号文、外商独資企業を設立することがよりメリットを持つようになってきている。もちろん、経営及び財務会計の観点から、駐在員事務所と外商独資企業という2種類の経営モデルには、メリットとデメリットがあるので、投資者は全面的に考慮した上で意思決定を行うべきである。

Contact us

Khoonming Ho

Partner in Charge, Tax
China and Hong Kong SAR
Tel. +86 (10) 8508 7082
khoonming.ho@kpmg.com

Beijing/Shenyang

David Ling

Partner in Charge, Tax
Northern China
Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Qingdao

Vincent Pang

Tel. +86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Shanghai/Nanjing

Lewis Lu

Partner in Charge, Tax
Central China
Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Hangzhou

Martin Ng

Tel. +86 (571) 2803 8081
martin.ng@kpmg.com

Chengdu

Anthony Chau

Tel. +86 (28) 8673 3916
anthony.chau@kpmg.com

Guangzhou

Lilly Li

Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Fuzhou/Xiamen

Jean Jin Li

Tel. +86 (592) 2150 888
jean.j.li@kpmg.com

Shenzhen

Eileen Sun

Partner in Charge, Tax
Southern China
Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Hong Kong

Karmen Yeung

Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com

Northern China

David Ling

Partner in Charge, Tax
Northern China
Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Vaughn Barber

Tel. +86 (10) 8508 7071
vaughn.barber@kpmg.com

Roger Di

Tel. +86 (10) 8508 7512
roger.di@kpmg.com

John Gu

Tel. +86 (10) 8508 7095
john.gu@kpmg.com

Jonathan Jia

Tel. +86 (10) 8508 7517
jonathan.jia@kpmg.com

Paul Ma

Tel. +86 (10) 8508 7076
paul.ma@kpmg.com

Vincent Pang

Tel. +86 (10) 8508 7516
+86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Michael Wong

Tel. +86 (10) 8508 7085
michael.wong@kpmg.com

Irene Yan

Tel. +86 (10) 8508 7508
irene.yan@kpmg.com

Tracy Zhang

Tel. +86 (10) 8508 7509
tracy.h.zhang@kpmg.com

Abe Zhao

Tel. +86 (10) 8508 7096
abe.zhao@kpmg.com

Catherine Zhao

Tel. +86 (10) 8508 7515
catherine.zhao@kpmg.com

Central China

Lewis Lu

Partner in Charge, Tax
Central China
Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Anthony Chau

Tel. +86 (21) 2212 3206
+86 (28) 8673 3916
anthony.chau@kpmg.com

Cheng Chi

Tel. +86 (21) 2212 3433
cheng.chi@kpmg.com

Dawn Foo

Tel. +86 (21) 2212 3412
dawn.foo@kpmg.com

Chris Ho

Tel. +86 (21) 2212 3406
chris.ho@kpmg.com

Sunny Leung

Tel. +86 (21) 2212 3488
sunny.leung@kpmg.com

Martin Ng

Tel. +86 (21) 2212 2881
+86 (571) 2803 8081
martin.ng@kpmg.com

Yasuhiko Otani

Tel. +86 (21) 2212 3360
yasuhiko.otani@kpmg.com

Jennifer Weng

Tel. +86 (21) 2212 3431
jennifer.weng@kpmg.com

Lachlan Wolfers

Tel. +86 (21) 2212 3515
lachlan.wolfers@kpmg.com

Grace Xie

Tel. +86 (21) 2212 3422
grace.xie@kpmg.com

Zichong Xu

Tel. +86 (21) 2212 3404
zichong.xu@kpmg.com

William Zhang

Tel. +86 (21) 2212 3415
william.zhang@kpmg.com

David Huang

Tel. +86 (21) 2212 3605
david.huang@kpmg.com

Amy Rao

Tel. +86 (21) 2212 3208
amy.rao@kpmg.com

Leonard Zhang

Tel. +86 (21) 2212 3350
leonard.zhang@kpmg.com

Southern China

Eileen Sun

Partner in Charge, Tax
Southern China
Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Jean Jin Li

Tel. +86 (755) 2547 1128
+86 (592) 2150 888
jean.j.li@kpmg.com

Jean Ngan Li

Tel. +86 (755) 2547 1198
jean.li@kpmg.com

Lilly Li

Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Kelly Liao

Tel. +86 (20) 3813 8668
kelly.liao@kpmg.com

Angie Ho

Tel. +86 (755) 2547 1276
angie.ho@kpmg.com

Hong Kong

Ayesha M. Lau

Partner in Charge, Tax
Hong Kong SAR
Tel. +852 2826 7165
ayesha.lau@kpmg.com

Chris Abbiss

Tel. +852 2826 7226
chris.abbiss@kpmg.com

Darren Bowdern

Tel. +852 2826 7166
darren.bowdern@kpmg.com

Alex Capri

Tel. +852 2826 7223
alex.capri@kpmg.com

Barbara Forrest

Tel. +852 2978 8941
barbara.forrest@kpmg.com

Ken Harvey

Tel. +852 2685 7806
ken.harvey@kpmg.com

Nigel Hobler

Tel. +852 2143 8784
nigel.hobler@kpmg.com

Charles Kinsley

Tel. +852 2826 8070
charles.kinsley@kpmg.com

John Kondos

Tel. +852 2685 7457
john.kondos@kpmg.com

Curtis Ng

Tel. +852 2143 8709
curtis.ng@kpmg.com

Kari Pahlman

Tel. +852 2143 8777
kari.pahlman@kpmg.com

John Timpany

Tel. +852 2143 8790
john.timpany@kpmg.com

Jennifer Wong

Tel. +852 2978 8288
jennifer.wong@kpmg.com

Christopher Xing

Tel. +852 2978 8965
christopher.xing@kpmg.com

Karmen Yeung

Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com